

令和6年度 保育料簡易一覧表

※R6.4月現在

階層区分		3歳未満児		3歳児		4歳児以上			
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間		
A	生活保護法第6条第1項に規定する被保護者である支給認定保護者及び児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親である支給認定保護者		0	0	0	0	0	0	
B	市町村民税非課税世帯		0	0	0	0	0	0	
C	市町村民税所得割非課税世帯 (均等割のみ課税)		(4,770) (9,540) 10,600	(4,680) (9,360) 10,400	0	0	0	0	
D	A階層を除き、当該年度の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	1	所得割の額が 10,000円未満	(6,070) (12,150) 13,500	(5,980) (11,970) 13,300	0	0	0	0
		2	10,000円以上 48,600円未満	(7,470) (14,940) 16,600	(7,330) (14,670) 16,300	0	0	0	0
		3	48,600円以上 61,500円未満	(8,820) (17,640) 19,600	(8,640) (17,280) 19,200	0	0	0	0
		4	61,500円以上 81,100円未満	(10,120) (20,250) 22,500	(9,940) (19,890) 22,100	0	0	0	0
		5	81,100円以上 97,000円未満	(11,520) (23,040) 25,600	(11,340) (22,680) 25,200	0	0	0	0
		6	97,000円以上 122,700円未満	(13,360) (26,730) 29,700	(13,140) (26,280) 29,200	0	0	0	0
		7	122,700円以上 147,900円未満	(15,210) (30,420) 33,800	(14,940) (29,880) 33,200	0	0	0	0
		8	147,900円以上 169,000円未満	(17,050) (34,110) 37,900	(16,780) (33,570) 37,300	0	0	0	0
		9	169,000円以上 230,700円未満	(19,170) (38,340) 42,600	(18,810) (37,620) 41,800	0	0	0	0
		10	230,700円以上 269,100円未満	(21,280) (42,570) 47,300	(20,830) (41,670) 46,300	0	0	0	0
		11	269,100円以上 301,000円未満	(23,440) (46,890) 52,100	(22,990) (45,990) 51,100	0	0	0	0
		12	301,000円以上	(23,440) (46,890) 52,100	(22,990) (45,990) 51,100	0	0	0	0

- ①「保育標準時間」とは、最長11時間の利用時間をいいます。また、「保育短時間」とは、最長8時間の利用時間をいいます。
- ②保育料の算定基礎となる市町村民税額は、税額控除(調整控除を除く)の適用を受ける前の額です。
- ③年齢は、利用する年度の前年度の3月31日現在の年齢です。年度の途中で年齢が変わっても、その年度中は保育料は変わりません。
- ④生計を一にする子(年齢は問いません)のうち、最年長の児童は一覧表下段の額となります。
- ⑤同一世帯において、保育園、認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を利用する子どもが複数いる場合、それらの子どものうち、年長から数えて2人目の児童の保育料は、半額からさらに10%軽減した額(一覧表上段( )内の額)となります。
- ⑥上記⑤の場合を除き、生計を一にする子(年齢は問いません)のうち、最年長から数えて2人目の児童の保育料は、10%減額した額(一覧表中段( )内の額)となります。また、最年長から数えて3人目以降の児童の保育料は、無料となります。
- ⑦B階層、C階層及びD1～D2階層、D3階層のうち市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯は、生計を一にする子(年齢は問いません)のうち、最年長から数えて2人目の児童の保育料は、半額からさらに10%軽減した額(一覧表上段( )内の額)となります。
- ⑧B階層、C階層及びD1～D3階層、D4階層のうち市町村民税所得割額が77,101円未満の母子・父子世帯又は在宅の障害児・者のいる世帯等に属する場合、保育料が減免となる場合があります。この場合、別途申請が必要です。
- ⑨延長保育を利用する場合は、別途延長保育料が必要です。また、各園によって諸費・雑費等が必要です。詳しくは各園にお問い合わせください。